

口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び

第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客

口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

一 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は

記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続）

第一百九十七条 特定の銘柄の振替新株予約権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数を示さなければならない。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執ら

なければならない。

一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

一一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録
一一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第一百九十八条 特定の銘柄の振替新株予約権を消却しようとする場合（次条第一項に規定する場合を除

く。）には、当該振替新株予約権の発行者は、第二百十五条第一項の一一定の日以後、遅滞なく、当該振替新株予約権について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
- 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数
- 三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のう

ち当該新株予約権者」との数

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の新株予約権者」との数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又是記録

(二) 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第一百九十九条 特定の銘柄の振替新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権の発行者は、第二号の一一定の日の一週間前までに、当該発行者が第十二条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 消却されるべき振替新株予約権の銘柄

二 商法第二百八十条ノ三十六第四項の一一定の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第二項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の一一定の日において、そ

の備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座）については、当該口座の保有欄又は質権欄。次条において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百条 振替機関等は、第一百九十五条第一項第五号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権の引受権に関する特例）

第二百一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第一百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権の引受権（同法第二百八十条ノ二十第二項第十

二号に規定する新株予約権の引受権をいう。第二百十三条第三項において同じ。) の行使によつて発行された振替新株予約権については、第百九十五条第一項の通知をすることができない。

2 前項の振替新株予約権の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第百四十六条第二項本文に規定する同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対し、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（第百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行つたための口座（当該名義人のために振替新株予約権の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項の振替新株予約権の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権の数

五 第一百九十五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百一条第三項第三号」と、「前項第一号」とある

のは「第二百一条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6 第一項の振替新株予約権に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(記載又は記録の変更手続)

第一百二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第一百四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知つたときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替新株予約権の譲渡)

第一百三条 振替新株予約権の譲渡は、第一百九十六条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第一百四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の質入れ)

第一百四条 振替新株予約権の質入れは、第一百九十六条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の信託の対抗要件)

第一百五条 振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第一百九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第二百六条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第二百七条 第百九十六条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百八条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数及び発行者が第一二百一一条第一項の規定により第百九十五条第一項の通知をすることができるない振替新株予約権の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

- 3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。
- 4 前項に規定する振替新株予約権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。
- 5 振替機関は、振替新株予約権について第三項の規定により放棄の意思表示を行つたときは、直ちに、当該振替新株予約権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第一百九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数
- 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数における数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百十条 第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をするべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する限り、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同一項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十一条 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乘じた数に関する部分に

ついて、発行者に対抗することができない。

- 一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関するして、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

- 一 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関するして、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

- 2 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予

約権者に對して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

(発行者が誤つて振替新株予約権の消却をした場合における取扱い)

第二百十二条 発行者が第二百十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に對抗することができるものとされた振替新株予約権についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替新株予約権についての当該発行者に對抗することができる数を減少させる効力を有しない。

2 前項に規定する新株予約権の消却に際して新株予約権者に金錢が支払われたときは、当該新株予約権者は、発行者に對し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十条第二項又は前条第二項の規定による新株予約権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(新株予約権の発行に関する商法の特例)

第二百十三条 振替新株予約権についての新株予約権申込証の用紙には、当該振替新株予約権についてこ

の法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2 振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行ふための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権申込証の用紙に記載し、又は商法第二百八十一条二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権に係る新株予約権の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

（新株予約権原簿の名義書換に関する商法の特例）

第二百四条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び數その他主務省令で定める事項を速やかに通知しなければならない。

一 特定の銘柄の振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、